

付録 1 . 国際基準及び各国別の制度概要

国際基準

企業継続能力に関する財務諸表作成上の取扱い

1 . 継続企業の前提に係る規定とその内容

国際会計基準 (IAS) 第 1 号「財務諸表の作成」(1997 年 8 月公表)において、経営者は、財務諸表を作成する場合には、継続企業として存続する能力について評価しなければならず、また、当該評価を行うに当たって、継続企業としての能力について重大な疑いを与える事象又は状況に関連して重要な不確実性を発見した場合には、それらの不確実性について開示しなければならないと規定している。

また、経営者は、継続企業の前提の妥当性を考慮する責任を有し、その判断においては予測できる限りの将来の入手可能な情報をすべて考慮に入れなければならないとし、その期間を財務諸表報告日から通常少なくとも、またそれに限定されず、12 か月であるとしている。

2 . 不確実性の概念とその開示上の取扱い及び企業継続能力との関連

(1) 規定

・国際監査基準 (ISA) 570 (旧第 23 号)「継続企業 (Going Concern)」
上記のとおり IAS 第 1 号で企業継続能力に影響を与える不確実性(Uncertainty) に関する開示規定がある。

(2) 内容

経営者が企業継続能力に影響する事象又は状況に関連して重要な不確実性を発見した場合には、その旨開示しなければならないとしている。

Uncertainty の語は、その存在が偶発事象の特徴ないし発生要因であるとして以下の文脈で使用されている。

偶発事象 (Contingency) を特徴付ける Uncertainty

将来事象に関連する The Uncertainty

偶発事象を造り出す The Uncertainties

(3) 開示上の取扱い

開示すべき事象又は状況についての具体的規定はない。

偶発損失又は偶発利益の開示が必要とされる場合は、以下の諸点を開示すべきとしている。

偶発事象の性質

将来結果に影響を与える不確定要素

財務上の影響の見積り、又はその見積りが不可能な旨の陳述

(4) 企業継続能力との関連

IAS 第 1 号の開示規定は、企業継続能力に関する不確実性のみに限定されており、企業継続問題以外の不確実事項には触れていない。

3. 企業継続能力に関連する規定、開示内容及び開示対象期間

(1) 規定

IAS 第 1 号に企業継続能力に影響を与える重要な不確実性に関する開示規定がある。
また、IAS 第 10 号「偶発事象及び後発事象」の中に継続企業に関し触れている部分がある。

(2) 開示内容

経営者が企業継続能力に影響を与える事象又は状況に関する重要な不確実性を発見した場合には、その旨を開示しなければならないとしている。

後発事象により資産、負債の修正を要する事例として、継続企業の前提が不適切となる場合をあげているが、開示に関する規定はない。

(3) 開示対象期間

継続企業の前提の妥当性を判断する判断期間は、財務諸表報告日から少なくとも、またそれに限定されず 12 か月であることと規定している。

4. 非継続企業に関する会計基準の有無

規定はない。

企業継続能力についての監査上の取扱い

1. 監査上の取扱いに関する規定

(1) いかなる法令に基づく監査上の取扱いであるか

一般財務諸表監査を対象としている。ただし、国際会計士連盟（IFAC）加盟各国の基準と異なる部分を除く。

(2) 規定

- ・ 国際監査基準（ISA）570（旧第 23 号）「継続企業（Going Concern）」
- ・ ISA570 改訂ドラフト

(3) 規定制定の時期及び背景

ISA 第 23 号は、1986 年にガイドラインとして公表され、1989 年の改訂を経た後、1994 年新国際監査基準（Codified ISA）として統一改訂され現在に至っている。なお、IFAC ハンドブックでの項目番号は 570 である。

国際監査実務委員会（IAPC）では、現行 570 を IAS 第 1 号との用語の統一、定義の合致を主旨とし、さらに見出しの変更、表現の整序を含めて改訂したドラフトを作成各国に配布し、意見を聴取している。

2. 企業継続能力に関する重大な不確実性に関して指標となる事項

ISA570 では財務で 9 項目、経営で 3 項目、その他で 3 項目を示し、改訂ドラフトでは財務で別に 1 項目を追加するほか、1 項目に事例を追加し、兆候の語を削除した。

現行規定

財務上の兆候

ア．債務超過又は流動負債が流動資産を超過している状態

- イ．借換え若しくは返済について現実的な展望のないまま、満期日を迎えようとしている期限付の借入金のあること又は固定資産の資金調達のために短期借入金へ過度に依存していること
- ウ．不健全な主要財務比率
- エ．巨額な営業損失
- オ．配当の延滞又は中止
- カ．支払期日に債務の返済ができないこと
- キ．借入契約書の条項を履行することが困難なこと
- ク．仕入先に対する支払を掛から現金決済に変更したこと
- ケ．新製品の開発又はその他の必要な投資を行うための資金調達ができないこと
経営上の兆候
- ア．主要な経営者が退職し、その後任者がいないこと
- イ．主要な市場、フランチャイズ、ライセンス及び主要な仕入先の喪失
- ウ．労務上の諸困難又は重要な原材料の不足
その他の兆候
- ア．資本に関する条項又はその他の法律上の要件を満たせないこと
- イ．企業が被告となっている係争中の訴訟で、敗訴した場合に補償しきれないもの
- ウ．法律の改正又は政府の政策変更

ISA570 改訂ドラフト追加項目

財務上

- ア．「見積財務諸表に示されたキャッシュ・フローの不足」の追加
- イ．巨額な営業損失に「又は資産価値の重大な低落」を追加

3．適用すべき監査手続等

- (1) 計画の段階で企業継続能力に関する重大な不確実性又は状況があるか否かについて、監査リスクとして必要な考慮を払うこと
- (2) 監査証拠として企業継続能力に関する重大な疑念を確認又は払拭するために十分かつ適切な監査証拠を集めること
- (3) 企業継続能力に関し疑念を生じさせる兆候については、監査実施過程を通じて検討すること。また経営者の企業継続能力に関する自己評価の結果を検討すること
- (4) 疑念を裏付ける事象や状況があるときは、以下の追加手続が有用である。
 - ア．キャッシュ・フロー、利益及びその他の関連する予想資料を分析し、経営者と討議する。
 - イ．企業の直近の中間財務諸表を分析し、討議する。
 - ウ．社債及び借入れの契約条件を検討し、何らかの債務不履行があったかどうかを決定する。
 - エ．資金調達上の問題点に関連して株主総会、取締役会及び重要な委員会の議事録を閲覧する。

オ．訴訟と損害賠償請求に関し、企業の顧問弁護士に質問を行う。

カ．資金援助の提供又はその継続を約する協定の存在、法的有効性及び実現可能性について、当該企業の特別利害関係者又は第三者に確認するとともに、これらの者が追加資金の供与を行い得る財力があるかどうかを評価する。

キ．履行されていない顧客からの注文に関して、企業の事情を検討する。

ク．事業期間後に発生した事象で、継続企業として存続するための企業の能力に影響を及ぼす項目について検討する。

(5) 企業継続能力に関する疑義を判断する場合には、経営者の改善計画について評価することは特に重要であり、監査人がこれら計画が実現可能であり、また実施に移される可能性があること、及びこれらの計画を実施した結果、状況が改善されるであろうことの適切な監査証拠を入手すべきこと。

4．継続企業の前提の妥当性に関する判断期間

ISA570 改訂ドラフトにおいては、IAS 第 1 号の規定を取り込み、監査人は、企業継続能力に対する評価において、経営者が責任を負うと同じ期間（財務諸表報告日（期末日）から少なくとも 12 か月にわたる期間）につき検討すべきこととしている。（para.15）

5．監査報告書上の記載内容

ISA 700(旧 13 号) para .34 においては、修飾(Modify)された監査報告書(Modified Reports)のうち監査意見に影響を与えない事項として、監査人は継続企業の問題に関する重要事項を強調するための区分を追加することにより、監査報告書を修飾しなければならないと一般規定のうちに特に一項目を設け注意を促している。（para.31）

なお、重要事項（Material Matter）が重要な不確実性(Uncertainty)を意味することであることが、次項において監査報告書の修飾を必要とする例として、継続企業の問題以外の重大な不確実性の存在をあげていることから推察できる。（para.32）

ISA570 改訂ドラフトによる規定の概要は、以下のとおりである。

(1) 開示の適正性の検討

継続企業基準が妥当であるが、企業継続能力に影響を与える重要な不確実性が存在する場合は、下記の開示があるか否かを検討する。

予見し得る将来において事業体の企業継続能力に関して重大な疑念を生じせしめた主な事象と状況及びこれらの状況又は事象に対処する経営者の計画が適切に記載されているか。

事業体が継続企業として存続することについて重大な不確実事項が存在すること。したがって、正常の事業の過程で資産を実現し負債を返済することができないかもしれないことが明確に記述されているか。

事業体が継続企業として存続することが不可能になった場合に必要となるであろう計上された資産の回収可能性と分類に関し、又は負債の金額と分類に関し、いかなる修正も財務諸表において行われていないことが記述されているか。

(2) 監査上の取扱い

開示が適切であると判断される場合には、強調区分において注記を引用して不確実性の存在を指摘した上で、限定付適正意見又は不適正意見を表明しないものとする。

なお、企業継続能力に関する重大な不確実性が多面的に存在するなどの場合には、強調区分を付け加えることに代えて意見差控とすることを妨げない。

適切な開示がない場合には、強調区分において不確実性につき記述し、かつその開示がないこと等を記載し、限定意見又は不適正意見を表明する。

継続企業基準が妥当性を欠く場合には、不適正意見とする。

6．監査意見の種類

ISA570 改訂ドラフトにおける企業継続能力に関する監査意見の表明は以下の取扱いとなっている。

- (1) 企業継続に関する重大な不確実性があるが、払拭される場合

開示を検討

- (2) 企業継続に関する重大な不確実性がある場合

開示が適切

強調区分で指摘し、無限定適正意見

開示が不適切

限定付適正又は不適正意見

判断不能な不確実性の場合

意見差控を妨げず

- (3) 企業継続を前提とすることが妥当でない場合

不適正意見

また、ISA における監査意見の分類については以下のように区分されている。

- (1) 無限定適正意見 (Unqualified Opinion)

強調区分なし (Unmodified Report)

強調区分あり (Modified Report)

- (2) 限定付適正意見 (Qualified Opinion)

- (3) 不適正意見 (Adverse Opinion)

開示の不適正

継続企業前提の不適正

- (4) 意見差控 (Disclaimer of Opinion)

(注) ISA は、Report を中心にして Modified Unmodified で分けている。

7．監査人の責任

ISA570 改訂ドラフトによる「監査人の責任」に以下の規定がある (para.6)。

監査人は、予測できる限りの将来における企業の企業継続能力に関して重要な不確実性が存在するか否かにつき、監査実施時における的確な状況又は事象の認識に基づき検討する責任を負う。監査人は、企業を継続企業でなくさせる原因となるかもしれない将来の状況又は事象を予言 (Predicting) する責任を負うことはできない。したがって、監査報告書におい

て継続企業についての不確実性に何らの言及がないことが、予測できる限りの将来において企業が継続企業として存続することの保証であると見なされることはない。

アメリカ

企業継続能力に関する財務諸表作成上の取扱い

1. 継続企業の前提に係る規定とその内容

規定はない。

企業が経営活動を継続することを企業会計の公準として認識している。したがって、継続企業の前提を否定する情報がない限り、継続企業として企業が存続するであろうことが、財務諸表作成の前提となっている。

2. 2. 不確実性の概念とその開示上の取扱い及び企業継続能力との関連

(1) 規定

典型的な未確定事項である偶発事象について、財務会計基準書 (SFAS) 第 5 号「偶発事象の会計処理」において規定している。

監査基準書 (SAS) 第 79 号「監査報告書」に監査意見形成に関連して未確定事項の取扱いを記載している。

(2) 内容

当該事業年度の財務諸表に影響を及ぼす可能性のある事象で、貸借対照表日又は監査報告書作成日において、それらのもたらす影響を監査人が決定することができない事象をその内容としている。

財務会計基準書(SFAS)第 5 号「偶発事象の会計処理」に記述された偶発事象を含んでいるが、必ずしもそれに限定されない。

(3) 開示上の取扱い

典型的な未確定事項である偶発的事象の開示について財務会計基準書(SFAS)第 5 号で規定している。

開示が要求される場合

- ア. 偶発損失の発生の可能性は大きい、損失金額の合理的見積りが不可能である場合
- イ. 偶発損失の発生の可能性が合理的である場合

開示内容

- ア. 偶発損失の性格
- イ. 見積損失額又は見積損失の範囲
- ウ. 見積りができないこと等

(4) 企業継続能力との関連

未確定事項の中に企業継続能力に影響を及ぼす事項があり、関連性が高い。

3. 企業継続能力に関連する規定、開示内容及び開示対象期間

(1) 規定

監査基準書(SAS)第 59 号「継続企業として存続する能力についての監査人の検討」

(2) 開示内容

監査人は、経営計画の検討の後で、合理的期間 (財務諸表の日付から 1 年を超えない) に

わかって、企業継続能力に重大な疑問があると結論したときは、財務諸表に与える影響及び関連する開示の適正性について検討しなければならない。

開示される情報は、次のようなものを含まなければならない。

合理的期間にわかって、企業継続能力について重大な疑問があるとの結論が導き出された状況や事象

その状況や事象によって起こり得る状況

その状況や事象の重要性についての経営者の見解及び緩和する要因

営業活動中断の可能性

経営計画（関連する予測財務諸表を含む。）

（注）このような予測財務情報が、予測財務情報に関する会計士業務に関する基準書「財務予測及び計画」に示された最小の表示指針を満たす予測財務諸表を構成するものであるということは意図していない。また、一般に認められた監査基準で通常要求される以上の財務情報を要求するものでもない。

計上された資産の回収の可能性と分類、又は負債の金額と分類についての情報

監査人が経営計画を検討した結果、合理的期間（財務諸表の日付から1年を超えない）にわかって企業継続能力に対する重大な疑問が薄らいだ場合には、監査人は、その重大な疑問を当初抱かせた主要な状況や出来事の開示の必要性を検討しなければならない。監査人は、その開示を検討する場合、その状況や出来事によって起こり得る影響及び経営計画を含めて、それを緩和する要因を含めることを考慮しなければならない。

(3) 開示対象期間

財務諸表の決算日から1年を超えない合理的期間と規定している。

4. 非継続企業に関する会計基準の有無

規定はない。

監査基準書(SAS) 第59号「継続企業として存続する能力についての監査人の検討」は、清算を前提とした財務諸表の監査には適用されない。

企業継続能力についての監査上の取扱い

1. 監査上の取扱いに関する規定

(1) いかなる法令に基づく監査上の取扱いであるか

・会社法（州法であり、法定監査を必要とする州としない州がある。州会社法で年次財務諸表の独立会計士による監査が求められていなくても公認会計士の監査を受けるのが一般的である。）

・証券取引法（SEC規則）

(2) 規定

監査基準書(SAS)第59号「継続企業として存続する能力についての監査人の検討」

(3) 規定制定の時期及び背景

・企業の倒産の多発による監査人の役割についての監査人と財務諸表利用者との間の期

待ギャップの発生と訴訟の多発

- ・ 1978 年コーエン委員会による勧告
- ・ 1981 年監査基準書(SAS)第 34 号「企業の存続に疑問が生じた場合の監査人の対処」公表
- ・ 1988 年 AICPA 監査基準審議会 (ASB) は、監査人に対する大衆の期待に対応するための 9 つの新しい監査基準書を公表し、監査基準書(SAS)第 59 号により、監査基準書(SAS)第 34 号を改正した。

2. 企業継続能力に関する重大な不確実性に関して指標となる事項

消極的な傾向

- ア. 経常的な営業損失
- イ. 運転資金不足
- ウ. 営業上のマイナスのキャッシュ・フロー
- エ. 主要な財務指標の悪化

財務的窮迫に関する他の兆候

- ア. 借入又は類似の契約における債務不履行
- イ. 配当の未払い
- ウ. 仕入先からの信用供与の取消し
- エ. 債務の借換え
- オ. 法定資本の欠損及び新規の資金の源泉と方策を求めることの必要性又は主要な資産処分の必要性

内部的要因

- ア. 労働者のストライキ又は他の労働争議
- イ. 特定のプロジェクトの成功に大きく依存しなければならない状況
- ウ. 不経済な長期契約
- エ. 著しく営業活動を改善する必要性

外部的要因

- ア. 企業の存続を危うくするような訴訟
- イ. 法律制定又は類似の事項
- ウ. 主要なフランチャイズ契約の解約
- エ. 免許又は特許の喪失
- オ. 主要な顧客、仕入先の喪失
- カ. 地震や洪水のような保険の付されていない大災害

3. 適用すべき監査手続等

監査人は、全体として考察するとき、合理的期間にわたって企業継続能力に重大な疑問があることを示す状況や出来事を識別するためにのみ監査手続を立案する必要はない。他の監査目標を達成するために立案され実施された監査手続の結果として、その目的のための十分な証拠が入手されるべきである。

そのような状況や出来事を明確にするかもしれない監査手続の例として次のようなもの

がある。

分析的手続

後発事象の検討

借入れ及び債務契約書の諸条項への準拠性の検討

株主総会議事録、取締役会議事録及び重要な委員会議事録の閲覧

訴訟、クレーム及び課税に関して、会社の法律顧問への質問

監査人は、明確化した状況や事象を全体的に検討した後で、合理的期間にわたってその企業の継続企業として存続する能力に重大な疑問があると結論したときは、その状況や事象を緩和する効果を持つ経営計画を検討しなければならない。

監査人は、その計画についての情報を入手し、その計画の緩和効果が合理的期間にわたり有効であるか否か、及びその計画が効果的に機能するか否かを検討しなければならない。

経営計画の検討に際して、監査人は、次の項目を考慮しなければならない。

資産処分に関する計画

資金の借入れ及び債務の借換計画

支払節減及び延期についての計画

所有者持分の増加の計画

経営計画を評価するとき、監査人は、その状況や事象を緩和する作用を持つ特定の重要な要因を明確にし、それに関する証拠を入手するための監査手続を立案し、実施しなければならない。

予測された財務情報が経営計画に対して特に重要である場合、その情報の提示を経営者に求め、その情報の基礎となる重要な仮定の根拠の妥当性を検討しなければならない。

4．継続企業の前提の妥当性に関する判断期間

監査の対象となった財務諸表の決算日から1年

5．監査報告書上の記載内容

監査人は、明確にされた状況及び事象、並びに経営計画を検討した後で、合理的期間（財務諸表の日付から1年を超えない）にわたってその企業の継続企業として存続する能力に重大な疑問があると結論したときは、監査報告書に（意見区分の次に）、その結論を反映するための説明区分を設けて記載しなければならない。

監査人は、財務諸表上の開示が不十分であると考えられる場合は、監査報告書に当該事項を記載することとなる場合がある。

6．監査意見の種類

(1) 経営計画を検討した結果、合理的期間にわたって企業継続能力に対する重大な疑問が薄らいた場合

開示が適切

無限定適正意見

開示が不適切

限定付適正意見又は不適正意見

(2) 明確にされた状況及び事実並びに経営計画を検討した後で合理的期間にわたって企業継続能力に重大な疑問があると結論した場合

開示が適切

無限定適正意見（説明区分を設ける）

開示が不適切

限定付適正意見又は不適正意見

(3) 企業継続能力が未確定事項に該当する場合には、意見差控となる場合がある。

7. 監査人の責任

監査人は、監査中の財務諸表の決算日から1年を超えない合理的な期間にわたって、その企業継続能力について重大な疑問があるか否かを評価する責任を負っている。

監査人は、将来の状況や事象を予測する責任は有していない。企業存続についての重大な疑問に言及していない監査報告書を受け取った後で、企業が継続企業としての存続を中止するかもしれないという事実は、たとえそれが財務諸表の決算日後1年以内であっても、それ自体は監査人の手落ちではない。したがって、監査報告書に企業の存続についての重大な疑問が提示されていない場合でも、それは、その企業の継続企業として存続する能力について保証を与えたものと考えてはならない。

イギリス

企業継続能力に関する財務諸表作成上の取扱い

1．継続企業の前提に係る規定とその内容

会社法 (Companies Act) において、「企業は、経営活動を継続することを前提とする。」としており、さらに「特別な理由により継続企業を前提としないで財務諸表を作成した場合は、その旨、理由及び影響額を財務諸表に注記することになろう。」としている。また、取締役は、財務諸表を継続企業を前提として作成すべきかどうかを考慮する必要がある。

会計実務基準書(Statement of Standard Accounting Practice (以下「SSAP」という。)) 第2号「会計方針の開示(Disclosure of Accounting Policies)」(1971年11月公表)において、「企業は、予測可能な将来 (Foreseeable Future) において経営活動を継続することを前提とする。したがって、貸借対照表及び損益計算書は、企業の清算及びその規模の著しい縮小を前提とせずに作成される。」と規定している。

発生問題専門委員会 (Urgent Issues Task Force (以下「UITF」という。)) 報告第7号 (1992年12月23日以後終了する会計年度より適用) では、継続企業を前提としないで財務諸表を作成した場合の財務諸表への注記について言及している。

2．不確実性の概念とその開示上の取扱い及び企業継続能力との関連

(1) 規定

不確実性に関連した基準として、後発事象の会計 (Accounting For Post Balance Sheet Events) を SSAP 第17号に、偶発事象の会計 (Accounting For Contingencies) を SSAP 第18号に、規定している。

監査基準書 (APB Statement of Auditing Standards (以下「SAS」という。)) 第600号「財務諸表に対する監査報告書(Auditor's Reports on Financial Statements)」(1993年5月公表) では、監査意見の形成に関連して不確実性 (Uncertainty) について記載している。

(2) 内容

SSAP 第17号及び SSAP 第18号は、それぞれ引当金計上、注記等の通常の後発事象及び偶発事象の会計処理について規定している。

SAS 第600号では、不確実性 (Uncertainty) を固有の不確実性 (Inherent Uncertainty) と基本的に重要な不確実性 (Fundamental Uncertainty) に分け、基本的に重要な固有の不確実性 (Inherent Uncertainty) を基本的に重要な不確実性 (Fundamental Uncertainty) としている。基本的に重要な不確実性 (Fundamental Uncertainty) は、「不確実性の影響が重大であり、その開示がなされないと、財務諸表が重大にミス・リードされるような不確実性」(SAS 第600号 para.13) と定義されている。

(3) 開示上の取扱い

SSAP 第17号及び SSAP 第18号では、開示が要求される場合に、後発事象についてはその性質、財務的影響の見積額又は見積不能である旨、偶発事象についてはその性質、不確実性の要因、財務的影響の見積額を開示することが必要である。

SAS 第 600 号では、不確実性の影響が重大である場合には、財務諸表に開示すること等が必要であるとしている。

(4) 企業継続能力との関連

SSAP 第 17 号では、企業の全体又は一部について、継続企業概念の適用が適切でないことを示す事象を後発事象として取り扱っている。なお、この後発事象は、財務諸表を修正すべき事象 (Adjusting Events) である。

SAS 第 130 号「財務諸表と企業継続能力について(The Going Concern Basis in Financial Statements)」(1994 年 11 月) 及び第 600 号では、企業継続能力について問題がある場合には、財務諸表等にその旨を開示することを前提条件としている (SAS 第 130 号 para.36-39 及び para.44 等、SAS 第 600 号 para.58 及び para.65-66 等)。

3. 企業継続能力に関連する規定、開示内容及び開示対象期間

(1) 規定

財務諸表が継続企業を前提として作成されていない場合には、その事実を注記 (財務諸表が継続企業を前提として作成されていない旨、その理由、その影響額) で説明する必要がある (上記会社法及び UITF 第 7 号を参照。なお、SSAP 第 2 号には開示については記載されていない。)。

また、SAS 第 130 号及び第 600 号では、企業継続能力について問題がある場合には、財務諸表等にその旨を開示することを前提条件としている (SAS 第 130 号 para.36-39 及び para.44 等、SAS 第 600 号 para.58 及び para.65-66 等)。

(2) 開示内容

SAS 第 130 号 para.44 において、最低次の六つの事項につき、財務諸表等にその旨の開示が必要であるとしている (企業継続能力についてかなり問題がある場合)。

財務諸表が継続企業を前提として作成されている旨

企業継続能力問題に関連する事実

企業継続能力につき懸念される内容

取締役が企業継続能力ありという判断をした仮定

企業継続能力問題を解決するための取締役の計画

取締役の行動計画等の詳細

(3) 開示対象期間

SAS 第 130 号 para.45 において、「取締役が企業継続能力に対して注意を払った期間が財務諸表の承認日より 1 年未満であり、取締役がその事実を開示しなかった場合には…」としており、財務諸表の承認日 (取締役会による承認) から 1 年以上が、「予測可能な将来 (Foreseeable Future) 」のガイドラインになっていると考えられる。

4. 非継続企業に関する会計基準の有無

UITF 第 7 号において、企業継続を前提としないで財務諸表を作成した場合の財務諸表への注記について言及しているが、SSAP 及び財務報告基準 (Financial Reporting Standard(FRS)) の中には非継続企業の会計基準はない。

5. その他

キャドベリー委員会の勧告書 (コーポレート・ガバナンス) において、取締役がアニュアル・レポート (Operating and Financial Review のセクション) で、企業継続能力に関して報告する義務があるとしている。なお、ロンドン証券取引所は、ロンドン証券取引所に上場している企業が、キャドベリー委員会の勧告書に従っているか否かを、アニュアル・レポートに記載するように指導している。

企業継続能力についての監査上の取扱い

1. 監査上の取扱いに関する規定

(1) いかなる法令に基づく監査上の取扱いであるか

会社法では一部の例外を除いて、すべての会社に会計士の外部監査を義務付けており、株式公開会社についても、会計士の外部監査の法的根拠は、会社法であるといえる。

(2) 規定

SAS 第 130 号、会社法では外部監査人が財務諸表の適正性について意見を表明することを要求しているが、監査の具体的な内容に関する詳細な規定は存在しない。したがって、企業継続能力に関する監査の基準については、会計士が遵守しなければならない SAS 第 130 号が実務上の基準となる。

(3) 規定制定の時期及び背景

企業継続能力に関する監査上の規定は、1985 年 8 月に 監査実務委員会 (Auditing Practices Committee (APC)) が発行した監査のガイドライン (Audit Guideline (AG)) 第 410 号「企業継続能力に関する監査人の考慮 (The Auditor's Considerations in Respect of Going Concern)」(1985 年 8 月公表) の中で最初に制定された。その後、1993 年に APC を引き継ぐことにより発足した 監査実務審議会 (Auditing Practices Board (APB)) が 1994 年 11 月に発行した SAS 第 130 号に AG 第 410 号の内容が引き継がれている。

SAS 第 130 号は、1993 年 5 月に発行された SAS 第 600 号「財務諸表に対する監査報告書」との整合性をとることを主目的として作成された基準であり、実質的内容については以前の AG 第 410 号と同じであると考えてよいと思われる。

なお、会計基準としては SSAP 第 2 号が 1971 年 11 月に発行されている。

2. 企業継続能力に関する重大な不確実性に関して指標となる事項

(1) 財務上の兆候

債務超過

負の正味運転資本

資金調達能力

借入契約の不履行及びその可能性

重大な財務流動性又は資金収支に関する問題

決算日以後発生し企業継続能力に影響を及ぼす損失の発生又は資金収支に関する問題

買換意図のない重要な固定資産の売却
長短借入金及び社債の返済条件の変更等
仕入先への支払期限の短縮等
再資金調達が企業継続のために不可欠となるような重要な長短借入金及び社債等の返済期限
債務不履行の可能性

(2) 経営上の兆候

会社が対応できないような重大な市場又は技術の変化
法律改正等による外的な要因による業務の縮小
主要な役員・管理職・従業員の退社
市場自体が良くない場合に、2～3種類の製品に極度に依存していること
主要な仕入先又は得意先の喪失
主要製品を陳腐化させるような技術上の問題

(3) その他の兆候

敗訴した場合に企業継続能力に影響を与えるような重要な訴訟事件
その結果の如何によってはその影響が非常に広範囲に及ぶため、会社にとって不利な結果が企業継続能力に影響を与えるような事項

3. 適用すべき監査手続等

(1) 取締役への質問及び利用可能な財務情報の調査を行わなければならない。(SAS 第 130 号 para.21)

(2) 取締役が注意を払っている将来の一定の期間につき、企業継続能力について示唆している重要な事項を発見するための特別な監査計画を立案し、特別な監査手続を実施しなければならない。(SAS 第 130 号 para.21)

(3) 監査人は、必要に応じて以下の一部又は全部について考慮するものとする。(SAS 第 130 号 para.23)

取締役が注意を払っている将来の一定の期間の合理性の検討
将来の不確実性等を適時に確認できる組織等を保有しているか否かの検討
予算・見積資金繰り表等についての検討
予算等の前提となっている事項の妥当性の検討
予算等が内外の変動要素に対し見直しできるようになっているか否かの検討
借入先・仕入先・グループ会社から種々の協力が得られる状況にあるかどうかの検討
借入先への返済期限・仕入先への支払期限等の検討
取締役が企業継続能力に関する事項を解決するための計画の合理性・実現可能性等の検討

(4) 監査人は、必要に応じて銀行借入金について確認状を入手してその実在性及び借入条件を確認し、銀行の今後の援助方針につき検討する。(SAS 第 130 号 para.25-26)

(5) SAS 第 600 号に従って、借入金の返済能力等につき、適正意見を付すために財務諸表に

注記するかどうか、また監査報告書で言及するかどうかの検討を行う。(SAS 第 130 号 para.27)

(6) 企業継続能力に対する取締役の見解及び関連する財務諸表の注記につき、経営者の確認書を入手する必要性の検討を行わなければならない。(SAS 第 130 号 para.33-34)

(7) 企業継続能力に関する経営者の確認書を入手することができなかった場合は、SAS 第 600 号に従い限定意見(範囲限定)・意見差控を検討するか、又は、企業継続能力に疑義がある可能性があるか否かを検討する(SAS 第 130 号 para . 35)。

4 . 継続企業の前提を妥当とする判断期間

SAS 第 130 号 para.9 から 12 では、「予測可能な将来 (Foreseeable future) 」について記載しているが、具体的にどの位の期間を意味するのかについては触れていない。しかしながら、para.45 では「取締役が企業継続能力に対して注意を払った期間が財務諸表の承認日より 1 年未満 (less than one year) であり、取締役がその事実を開示しなかった場合には、監査報告書の中に「意見形成の基礎」という項目を設けることによって、当該事実を開示することが必要である。なお、当該事実だけでは限定意見を表明すべきではない。」としており、財務諸表の承認日(取締役会による承認)から 1 年以上が、「予測可能な将来 (Foreseeable Future) 」のガイドラインになっていると考えられる。

5 . 監査報告書上の記載内容

特に重要と考えられる監査意見の形成と監査報告書における記載については、以下のとおりである。

(1) 財務諸表が継続企業を前提として作成されていることに対して、監査人が同意しており、財務諸表も適正と考えられるが、取締役が企業継続能力に関して注意を払った期間が、財務諸表の承認日から 1 年未満である場合には、その事実が財務諸表等を開示されていなければ無限定適正意見を表明する。また、その事実が財務諸表等を開示されていない場合には、適正意見を表明するが、監査報告書の中に「意見形成の基礎」という項目を設けること等によって、当該事実を開示することが必要である(SAS 第 130 号 para.45, Appendix4)。

(2) 企業継続能力に関する疑義が、重大な不確実性であって、それが適切に会計処理されており、財務諸表を開示されている場合には、監査報告書の説明区分で財務諸表の開示に言及して適正意見を表明する(SAS 第 130 号 para.45, Appendix4)。

(3) (3) 財務諸表が継続企業を前提として作成されていることに対して、監査人が同意できない場合は、不適正意見を表明する(SAS 第 130 号 para.49, Appendix4)。

(4) 監査対象会社が継続企業と認められず、開示が不十分で、財務諸表が重大なミスリードになると考えられる場合は、不適正意見を表明する(SAS 第 130 号 para.50, Appendix4)。

(5) 範囲限定となる場合は、その程度により限定意見の表明又は意見差控とする(SAS 第 130 号, Appendix4)。

(6) なお、財務諸表に開示のない事項につき監査報告書において記載することの可否については、財務諸表の開示が不十分な場合には、開示のない事項について触れてから意見を表

明する。

6．監査意見の種類

SAS 第 130 号 Appendix 4 のフローチャートには、企業継続能力に関する監査意見として以下の種類の監査意見が記載されている。

(1) 無限定適正意見 (Unqualified opinion)

無限定適正意見 (Unqualified opinion)

無限定適正意見(ただし、監査報告書の中に「意見形成の基礎」という項目を設けること等によって、当該事実を開示する。 Unqualified opinion, with disclosure of the fact within the section of auditors' report setting out the basis of their opinion, unless the fact is clear from any other reference in their report)

無限定適正意見(ただし、説明区分が必要 Unqualified opinion with explanatory paragraph)

(2) 限定付適正意見 (範囲限定 Qualified opinion-Except for limitation)

(3) 限定付適正意見 (会計原則違反・表示違反 Qualified opinion-Except for disagreement)

(4) 不適正意見 (Qualified opinion Adverse opinion)

(5) 意見差控 (Qualified opinion Disclaimer)

7．監査人の責任

特に掲記していない。

8．その他

何社かの子会社の財務諸表が継続企業を前提として作成されていることが不適切な場合であっても、重要性の観点から、連結財務諸表を継続企業を前提として作成することは適切と考えることができる。(SAS 第 130 号 para.52)

オーストラリア

企業継続能力に関する財務諸表作成上の取扱い

1. 継続企業の前提に係る規定とその内容

(1) 会社法 (Corporation's Law) では、第 301 条及び第 302 条において、取締役は、債務の支払能力 (Solvency) について以下の意見 (Director's Opinion) を経営者の報告書において述べることを要求している。「経営者の報告書は、会社はその債務をその期日において支払うことができることを信じさせる合理的な基礎が、この報告書の作成において存在するかどうか取締役の意見として述べるべきこと。」

(2) オーストラリア会計基準審議会 (Australian Accounting Standards Board (AASB)) 第 1001 号「会計方針 (Accounting Policies)」では、6.1 において「会計方針の要約は、財務報告書の注記の最初に書かれなければならない。その要約は、財務報告書が継続企業の前提及び発生主義会計によらない場合、それらの事実及び理由を明示しなければならない。」としている。

(注) すべての株式会社は、この基準に従って財務諸表を作成することになる。

(3) オーストラリア会計基準 (Australian Accounting Standards (AAS)) 第 6 号「会計方針 (Accounting Policies)」では、6 において「継続企業の前提は、会計の基礎をなすものであり、財務諸表の作成において報告企業が継続企業とみなされるものである。これは、反証のない限り、企業はその営業について清算の意図又は必要性さらに大規模な縮小がなく、継続するものとみなされているということである。」としている。

(注) AAS は、オーストラリア会計研究財団 (Australian Accounting Research Foundation (AARF)) (二つの会計士団体により成立された組織) により制定されたもので、AASB と実質的に同じ内容が規定してある。AASB が株式会社だけに適用があるのに対し、AAS はそれ以外の会社に対しても適用がある。

2. 不確実性の概念とその開示上の取扱い及び企業継続能力との関連

(1) 規定

会計基準として不確実性 (Uncertainties) についての記述はない。ただし、偶発債務の開示に関しては、会社法のスケジュール 5 において、偶発債務に重要性がある場合、その開示を要求しており、また公開草案 (ED 67) においても、その偶発債務の性質の説明及び可能であれば、その最大金額を開示すべきことを要求している。不確実性についての具体的な記述は、監査基準書 (Statements of Auditing Standards (AUS)) の中でみることができる。

AUS 第 702 号「一般的財務報告における監査報告書 (The Audit Report on a General Purpose Financial Report)」において、固有の不確実性 (Inherent Uncertainties) を規定している。

(2) 内容

将来の偶発性が事象の性質、特定の状況の事実及び客観的証拠の欠如により監査報告書

日までに合理的に測定できないものを固有の不確実性といい、財務報告の開示を無意味にする可能性が少なからずあるものをいう。

(3) 開示上の取扱い

固有の不確実性が存在する場合、当然、財務諸表注記にそれを開示することとなる。また、同時に監査報告書において、強調区分 (Emphasis of Matter) に「固有の未確定事項、すなわち…」と記載することとなる。

(4) 企業継続能力との関連

固有の不確実性は、AUS 第 516 号「会計上の見積りの監査 (Audit of Accounting Estimate)」に規定されている会計上の見積りに関するものは除かれる。固有の不確実性は、継続企業の前提に関するものを含む。

3. 企業継続能力に関連する規定、開示内容及び開示対象期間

(1) 規定

AASB 第 1001 号「会計方針」及び AAS 第 6 号「会計方針」

(2) 開示内容

継続企業は、財務諸表の作成において特別の事情のない限り一般的な前提とみなされるため、特別な事情がある場合は、それを会計方針に記載することになる。

(3) 開示対象期間

特に記載はないが、会社法第 301 条及び第 302 条は、経営者が会社の支払能力に関し経営者の陳述を報告書において行わせているため、その経営者の報告書のサインの日 (通常、監査報告書日及びそれ以前) から次の会計年度の経営者の報告書のサインの日までと考えられる。

4. 非継続企業に関する会計基準の有無

基本的には清算基準を用いることになるが、清算の会計基準の明文はない。

企業継続能力についての監査上の取扱い

1. 監査上の取扱いに関する規定

(1) いかなる法令に基づく監査上の取扱いであるか

会社法による会計監査

(2) 規定

AUS 第 708 号「継続企業 (Going Concern)」

(3) 規定制定の時期及び背景

・ 1995 年 10 月 31 日

・ AARF は、国際監査基準 (ISA) に歩調を合わせて自国の監査基準を設定することを決めている。企業継続能力についてもこれに準拠したものである。

2. 企業継続能力に関する重大な不確実性に関して指標となる事項

企業継続能力の問題は、ある期間の中で外的要因 (例えば、一般経済又は産業の推移) と内的要因 (例えば、市場の変化に対応した商品を生産できないようなもの) の複合的形態と

して現れる。しかし、ある会社では、特定の要因（例えば、特定産業の困難、重要な取引に関する経営判断の失敗など）により突然に企業継続能力の問題が生じる。

兆候は、三つに分けて例示されている。

(1) 営業的兆候

適切に文書化された方針、計画及び予測（例えば、将来の予算及びキャッシュ・フローの見積り）を含む戦略的方向性が欠如している場合

管理組織に欠点がある場合

管理的な能力の欠如又は柱となる管理者が不在の場合

限定された商品やプロジェクトにリスクが集中している場合

主要な市場や販売権・認可を失った場合

企業内外における軋轢が継続している場合

重要な原料の不足・主要な仕入先の喪失がある場合

(2) 財務的兆候

総資本に占める他人資本の割合が異常に多い場合又は債務超過の場合

継続か返済かの現実的な方針の定まっていない期限の迫った借入れがある場合

長期保有資産に係る資金調達を短期の借入に頼っているような場合

流動比率、売上総利益率、利子利益比率、自己資本利益率、棚卸資産回転率等の主要な財務比率が悪化しているような場合

営業利益の水準が不安定である場合又は主要な営業活動等の現金流入が過少である場合

配当が滞納している場合、ストップしている場合

債務の支払が滞っているような場合

(3) その他の兆候

資本に対する制限や法令に準拠していない場合

市場においてリーダー的役割を果たしている競争相手の影響を過度に受けている場合

対処不能な結果になり得る訴訟や取引の機会の制限を受ける可能性のある訴訟が進行中の場合

自社の主要な製品を陳腐化させてしまうような技術革新が起こった場合

法令や政府の方針が不利な方向に変更された場合

同じ産業内の他社の倒産

財務システムや他のシステムについて十分な支援体制がない場合やシステムの機能が低下した際に、そのシステムを回復させる技術が欠如している場合

3. 適用すべき監査手続等

監査人は監査計画の過程の一部として継続企業のリスクを評価しなければならない。

リスク評価の結果、企業継続を前提とする合理性に疑問が生じた場合、監査人は会社が合理的な期間にわたって存続可能か否かについて十分な監査証拠を入手しなければならない。

(para.20)

適用すべき監査手続等は、以下のとおりである。

後発事象のレビュー

直近の中間財務諸表の分析検討、例えば、キャッシュ・フローの予算実績比較

借入契約及び債務証書の条件に合致しているか否かのテスト

株主総会、執行機関、監査委員会、経営委員会等の重要グループの議事録の査閲又はそれらへの出席

顧問弁護士への重要な法律問題に関する確認

未実行受注に関し会社の立場を検討

4．継続企業の前提の妥当性に関する判断期間

企業継続能力に関する監査意見の対象となる期間は、現在の監査報告書日から次の監査報告書日までとなっている。(para.4)

5．監査報告書上の記載内容

(1) 継続企業として対象期間存続することについて監査人が合理的であると判断した場合、AUS 第 702 号「一般的財務報告における監査報告書」に従って無限定適正意見を表明する。

(2) 企業継続能力について監査人が疑念を払拭できないで、重要な未確定事項となった場合、次の区分により意見を表明する。

財務諸表に適切な開示があるときには、監査報告書においては読者の注意を喚起するために強調区分 (Emphasis of Matter Section) の記載を行い、適正意見を表明する。

財務諸表に適切な開示がないときには、限定付適正意見 (Except for Opinion) か不適正意見 (Adverse Opinion) を表明する。

(3) 企業継続能力がないと監査人が判断した場合、不適正意見を表明する。(Appendix 1 “Linking Going Concern Considerations with Types of Audit Opinion” 参照。)

6．監査意見の種類

(1) 企業継続能力について監査人が疑念を払拭できないで、重要な未確定事項となった場合の監査意見

開示が適切であるとき

強調区分の記載を行い、無限定適正意見を表明する。

開示が不適切であるとき

限定付適正意見又は不適正意見を表明する。

(2) 企業継続能力がないと監査人が判断した場合の監査意見

不適正意見を表明する。

7．監査人の責任

将来の一定期間に企業が直面するすべての合理的に予測可能な状況 (Reasonably Foreseeable Circumstances) に基づき、経営者が継続企業を前提として財務報告書を作成することが適切であることに監査人は納得しなければならない (para.10)。

8 . その他

(1) AUS 第 708 号は、1996 年 7 月 1 日以後開始する事業年度の財務報告に適用する。これにより 1993 年 5 月発行の AUP 第 7 号「継続企業」を廃止した。

(2) AUS 第 708 号は、以下のものを除き、国際監査基準 (ISA) 570「継続企業」と実質的に同様である。

AUS の規定する対象期間は、監査報告書から次の監査報告書までの 1 年間であるが、ISA は、決算日後 1 年を対象期間としている。したがって、ISA の方が対象期間が短いこととなる。

企業継続能力の緩和要因に関する開示について AUS の方が、ISA に比べより詳細である。

企業継続に疑念がある場合の監査報告書の強調区分の内容記述が、AUS の方が ISA より詳細である。

カナダ

企業継続能力に関する財務諸表作成上の取扱い

1. 継続企業の前提に係る規定とその内容

カナダ勅許会計士協会 (Canadian Institute of Chartered Accountants (CICA)) の「ハンドブック」では、セクション 1000 (財務諸表概念) 第 58 項において次のように規定しており、公開草案の中でも、参照されている。

「企業が予見できる期間において営業を継続し、通常の営業過程でその資産を実現し、その負債を返済することができることを前提に財務諸表を作成する。」

2. 不確実性の概念とその開示上の取扱い及び企業継続能力との関連

(1) 規定

会計上の基準「ハンドブック」では、セクション 3290 において規定している。

監査上の基準「ハンドブック」では、セクション 5510 第 38 項から第 50 項において規定している。(ただし、「Contingency」の規定のみ)

(2) 内容

偶発事象は、将来事象の発生する時点又は発生しないことになった時点において、最終的に利益又は損失が判明するもので、現時点では未確定の状況をいう。偶発事象は、発生の可能性から「起こりそうである (Likely)」、「起こりそうにない (Unlikely) 」及び「決定できない (Not Determinable) 」に 3 分類される。「起こりそうである」場合には、金額が合理的に見積もられる限り、損失引当が行われる (開示も必要な場合がある)。金額を合理的に見積ることができない場合及び「決定できない」場合にも、開示が必要となる。

「起こりそうにない」場合は、原則として開示の必要はないが、訴訟等で仮に起こった場合に重要な影響がある事象については、開示が望ましいとされている。

(3) 開示上の取扱い

上記のとおり、開示が要求されるのは、次の場合である。

将来事象が起こりそうであるが、金額が合理的に見積もることができない場合

将来事象が起こりそうであり、引当ても行われているが、引当てを超える金額の損失の可能性がある場合

将来事象の発生が決定できない場合

(4) 企業継続能力との関連

現行では、企業継続能力に関する会計上の規定はない。

監査上は企業継続に関しては別の規定があるが、監査報告書上の取扱いは、偶発事象に関する規定を参照している。

3. 企業継続能力に関連する規定、開示内容及び開示対象期間

(1) 規定

現行規定

会計上の規定はない。監査上の規定 (「ハンドブック」のセクション 5510 第 51 項及び

第 52 項) でも読者の注意を喚起する注記を要求しているが、具体的な開示内容はない。

公開草案

公開草案「継続企業 (Going Concern) 」(以下「会計上の公開草案」という。)において、具体的な開示内容を規定している。

(2) 開示内容

現行規定

企業継続能力に関する開示についての会計上の規定はない。監査上は、「ハンドブック」のセクション 5510 第 51 項及び第 52 項において、通常の営業過程で資産を実現し、負債を返済することを継続することができなくなる可能性に対して読者の注意を喚起する注記をすべきかどうかの規定があるが、具体的開示内容はない。

公開草案

会計上の公開草案では、財務情報の完了日から 12 か月間において、企業継続能力に関して重要な疑問を生じさせる事象又は状況がある場合に、次の事項を開示することが要求されている。なお、開示を行う際には、Going Concern Assumption として独立した注記として、貸借対照表及び損益計算書上で当該注記への参照を行うことが要求される。

財務諸表が継続企業を前提に適用される会計基準を使用して作成されている旨

継続企業の前提について重要な疑問があるため、継続企業を前提に適用される会計基準を使用することが不適切である可能性がある旨の明確な記述

継続企業の前提の適切性について、重要な疑問を生じさせている事象又は状況の記載
上記の事象又は状況に対処するための経営者の計画、問題の重要性に関する経営者の評価、解決されない場合の影響及び予定される解決時期

企業継続の前提が適切でない場合に必要となる資産・負債の帳簿価額、収益・費用及び貸借対照表区分の修正を反映していない旨及びそのような修正を反映しない理由

(3) 開示対象期間

現行規定

規定はない。

公開草案

基本的に 1 年を基準としている (会計上の公開草案では、財務情報の完了日から 12 か月、公開草案「継続企業の前提を評価する監査人の責任 (Auditor's Responsibility to Evaluate The Going Concern Assumption) (以下「監査上の公開草案」という。)」では、監査対象の財務諸表日から 1 年としている。)

ただし、監査上の公開草案では、借入金の一括払い等の確定している重要な事象がある場合には、その事象の評価・見積りが可能である限り、1 年を超える期間についてもその事象の影響を考慮することを規定している。

4. 非継続企業に関する会計基準の有無

規定はない。

企業継続能力についての監査上の取扱い

1. 監査上の取扱いに関する規定

(1) いかなる法令に基づく監査上の取扱いであるか

会計監査が要求されるのは、連邦会社法により設立された会社のうち一定基準に合致する開示会社(Disclosing Corporation)及び各州の証券取引法の適用を受ける会社である。これらの会社は、原則として CICA「ハンドブック」の会計及びディスクロージャーに関する勧告書に従って財務諸表を作成することになる。監査人の監査も CICA「ハンドブック」の監査に関する勧告書に従って実施することが要求される。

(2) 規定

現行においては、CICA「ハンドブック」セクション 5510「監査人の報告書における留保事項」の中の継続企業に関する規定に準拠することになる。なお、現在、監査上の公開草案が公表されている。この公開草案では、より具体的な指針が示されており、監査人の責任も明確化している。

(3) 規定制定の時期及び背景

CICA では、1968 年 12 月に「ハンドブック」を発行し、その後改訂を行っているが、企業継続能力及び未確定事項等を規定するセクション 5510 を 1980 年 11 月に新たに追加した。企業継続能力に関する規定は、その後改訂しておらず、現在公開草案が公表されている。

(アメリカでも 1981 年に SAS 第 34 号 (失効) を公表しており、上記のようにほぼ同時期に上記のセクションを新設している。背景としては、アメリカと同様にこの時期に企業倒産の多発等があったと思われる。)

2. 企業継続能力に関する重大な不確実性に関して指標となる事項

現行規定

継続企業の前提に対する疑問に特に注意しなければならない事項として次の八つの指標が示されている。(セクション 5510 第 51 項)

営業損失の継続的発生

運転資金の重要な不足

事業継続に必要な資金の調達能力の欠如

現行の借入契約の条件に適合する能力の欠如

偶発事象が不利な結果となる可能性

債務返済資金の欠如

事業を大幅に削減又は清算する計画

企業が事業を停止せざるを得ないような外的要因

公開草案

会計上の公開草案では、次のとおりさらに詳細に指標となる例示をあげている。

(1) 財務上の指針

負債又は流動負債ポジション

更新又は返済の目処のたっていない借入金の満期日の到来又は長期資産の資金調達
の過度の短期資金への依存

長期借入契約条項の準拠違反

重要及び継続的な負のキャッシュ・フロー

主要財務指標の悪化

重要及び継続的な営業損失

配当支払遅延又は停止

満期日における債権者への返済不能

借入契約の条件への準拠の困難

仕入先への信用払いから現金払いへの変更

新製品の開発又はその他の必要な投資のための資金調達能力の欠如

(2) 営業上の指針

外的な要因による営業の変更

後継者のない主要経営者の喪失

主要市場、フランチャイズ、免許又は主な仕入先の喪失

労働者及び原材料を含めた資源の不足

(3) その他の指標

財務上又は経営上の支援を所有者/親会社に依存している場合の所有者/親会社の財
務悪化

資本又はその他の法的要求への非準拠

訴訟案件

法律又は政府による方針の変更

その成否が将来事象に依存する組織の再編成

(4) 主に非営利組織に適用される指標

主要資金調達の欠如

主要なプロジェクト又はプログラムの停止

活動の財務上の支援の欠如

また、監査上の公開草案では、次のような指標が示されている。

企業が適合できないような市場又はテクノロジーの基本的変化、後継者のない主要経
営者の喪失、主な仕入先又は顧客の喪失等の経営上の要因

重要な営業損失、負債返済又はサービスを提供するための資金の不足又は必須の資産
を調達する能力の欠如等の財務上の要因

高金利での長期間の景気後退のような経済的要因

偶発事象の不利な結果又は規制上の要求を満たすことのできない可能性等のその他
の要因

3. 適用すべき監査手続等

現行規定

上記の指標等を考慮し企業継続能力に疑問があるかどうかを評価すべきとの記載があるのみで、具体的な監査手続は示されておらず、重大な疑義に関する判断基準もない。

公開草案

監査上の公開草案においては、次のような手続を実施して、監査人が判断することを要求している。

監査人は監査計画の段階から企業継続能力に疑問をもつ要因を検討する。

監査上のリスク評価における監査計画時での検討すべき要因として、例えば、

ア．財務状態の悪化を招いている企業が、内部統制環境を弱め監査人の内部統制リスクを増加する可能性のある従業員の削減

イ．企業が直面している重要な競争上の変化によりもたらされる不稼働資産の発生による資本資産の評価における重要な誤謬という固有のリスクの増加の可能性等

監査を実施する過程で他の監査上の目標を達成するために計画された監査手続によって企業継続能力に対する疑問を引き起こす要因が判明することがある。そのような監査手続として次のようなものがある。

ア．売上債権の回収可能性の評価

イ．棚卸資産価額の評価

ウ．資本資産の純回収可能価額の評価

エ．簿外負債の検証

オ．借入金条項の準拠性検証

カ．後発事象の検証

以上のような監査手続の結果、企業継続能力に対する疑問を引き起こす要因が判明した場合には、監査人は開示の必要性及び継続企業の前提を使用することが不適切であるかどうかについて、その要因の重要性を評価しなければならない。その要因が重要と判断される場合には、さらに次のような手続を実施しなければならない。

経営者との分析及び討議（予算、キャッシュ・フロー及びその他の適切な予測、財務諸表後の実際の営業成績）

判明された要因を軽減する経営者の計画の評価

さらに、監査終了時に経営者による確認書を入手しなければならない。

4．継続企業の前提の妥当性に関する判断期間

現行規定

規定はない。

公開草案

監査上の公開草案では、監査対象の財務諸表日から1年としている。ただし、借入金の一括払い等の確定している重要な事象がある場合には、その事象の評価・見積りが可能である限り、1年を超える期間についてもその事象の影響を考慮すると規定している。

5．監査報告書上の記載内容

会計処理及び注記での開示が適切であり、したがって適正意見が表明される場合には、監

査報告書で説明区分を含め何らの記載も行わない。限定、不適正及び意見差控の場合には、財務諸表に注記しない場合でも事実等を報告することになる。

6．監査意見の種類

現行規定も監査上の公開草案でも、監査報告書上の取扱いは現行規定（セクション 5510 - 監査報告書における留保事項）を参照している。上記で述べたとおり、未確定事項の監査報告書の取扱いと同様となる。

企業継続能力に対する疑問を引き起こす要因が開示を必要とするほど重要であり、又は企業継続を前提とした測定基準を使用することが不適切であると評価されるほど重要である場合

(1) 開示が適切な場合

無限定適正意見（説明区分の記載なし）

(2) 開示が不適切な場合

限定付適正意見又は不適正意見

(3) 監査範囲の制約がある場合

限定付適正意見又は意見差控

7．監査人の責任

現行規定

企業継続能力に重大な疑義がある場合に、会計処理及び開示の適切性を判断することを要求しているのみで、対象期間を含め、特に規定はない。

公開草案

監査上の公開草案では、監査人の責任を次のとおり明確にしている。

(1) 監査人は、財務諸表日後の 1 年間について企業継続能力に対する疑問があるかどうかを評価しなければならない。ただし、重要な予定されている事象が 1 年後に起こる場合に、その事象が合理的に見積可能で評価できるものであるならば、その影響も考慮しなければならない。

(2) 監査人の責任は、財務諸表が適切な会計基準に準拠して公正に表示されているかどうかについての意見を表明するものであり、無限定適正意見が企業の支払能力又は将来の存続を証明するものではない。企業が厳しい財政上の困難にある場合でも、適切な測定基準が使用されており、財務諸表上での開示がその状況に対する読者の注意を喚起している場合には、監査人は無限定適正意見を表明することができる。

(3) 監査人は、監査計画時に企業継続能力に対する疑問を生じさせる要因を考慮しなければならない。また、監査の実質的な終了時にそれまでに収集した監査証拠をもとに企業継続能力に対する疑問の評価をしなければならない。

(4) 監査委員会との情報交換を実施しなければならない。

8．その他

監査上の公開草案（1995 年 9 月）及び会計上の公開草案（1996 年 3 月）の公表以前に、研究報告「継続企業の前提 - その会計上及び監査上における意味合い（Going Concern

Assumption - Accounting and Auditing Implications) 」を公表している (1991 年) 。この研究報告では、様々な新しい提言がなされている。例えば、継続企業の前提についての妥当性に関する疑問の程度を、わずかな疑問・疑問なし (20%未満) 、重要な疑問 (20%以上 50%未満) 、重大な疑問 (50%以上 70%未満) 、極めて重大な疑問 (70%以上 95%未満) 及び絶対的疑問 (95%) に 5 分類し、それぞれの程度に応じて会計上及び監査上の取扱いについての提言がなされている。提言内容は多岐にわたるが、公開草案では、疑問の程度をそれほど細かく分類しておらず、また幾つかの点で提言とは異なった規定となっている。

ドイツ

企業継続能力に関する財務諸表作成上の取扱い

1．継続企業の前提に係る規定とその内容

商法第 252 条において「評価は、実際の又は法的事実に反するときを除き、企業活動の継続を前提としなければならない。」と規定している。

2．不確実性の概念とその開示上の取扱い及び企業継続能力との関連

(1) 規定

商法では、第 249 条の引当金計上において規定している。

(2) 内容

商法第 249 条第 1 項において、「引当金は、未確定な債務及び決済未了取引から生じるおそれのある損失につき設定しなければならない。」としており、未確定事項を専ら会計原則の準拠性の問題として捉えている。

(3) 開示上の取扱い

商法第 285 条の附属表において規定している。

(4) 企業継続能力との関連

商法第 284 条及び第 289 条において、企業の継続能力に係わるような未確定事項については、会社は、状況報告書及び財務諸表の附属表においてその問題を報告する義務を負っているとしている。

3．企業継続能力に関連する規定、開示内容及び開示対象期間

(1) 規定

商法第 248 条及び第 289 条において、取締役の説明義務を求めている。

(2) 開示内容

商法第 284 条及び第 289 条において、企業継続能力に問題がある場合、会社はそれを財務諸表附属明細表で貸借対照表及び損益計算書に適用した評価方法及びその状況を状況報告書に記載しなければならないことを規定している。

第 284 条は、貸借対照表及び損益計算書の説明(2) 附属明細書には、1．貸借対照表及び損益計算書の項目に適用した計上方法及び評価方法を記載しなければならないことになっており、継続企業を前提としない評価をした場合は、それを開示する義務を負うことを規定している。

第 289 条は、状況報告書においては、少なくとも会社の営業の経過及び状況を真実かつ公平な写像が伝達されるように叙述しなければならないとし、企業継続能力に問題がある場合は、その記載がここにおいて行われるべきことを要求している。

(3) 開示対象期間

規定はない。

4．非継続企業に関する会計基準の有無

規定はない。

企業継続能力についての監査上の取扱い

1. 監査上の取扱いに関する規定

(1) いかなる法令に基づく監査上の取扱いであるか

商法に基づく監査上の取扱いである

(2) 規定

企業継続能力の問題は、商法上、資産負債の評価の基本原則として規定しており、その能力に疑問がある場合の監査人の警告機能については、商法第 321 条において、監査人の義務として規定している。さらに、監査上の取扱いについては、ドイツ経済監査士協会/3 1988「監査意見報告基準」の中で規定している。

(3) 規定制定の時期及び背景

1985 年商法及び 1988 年監査報告書

従来からの監査に対する批判に応えるべく 1985 年改正で商法第 321 条の改正を行い、監査人の報告義務の範囲を拡張し、それに伴い監査基準も 1988 年に改正した。無限定意見であるにもかかわらず倒産手続を開始する企業があるという批判に応えるためと思われる。

2. 企業継続能力に関する重大な不確実性に関して指標となる事項

商法第 321 条において、以下のように規定している。

(1) 商法第 321 条第 1 項第 4 号 (報告義務)

前年度に比べ不利な財産、財務及び収益の状況の変化

年度損益に重大な影響を与えた損失

(2) 同条第 2 項 (説明義務)

監査を受ける企業の存立を危うくする事業状況

監査を受ける企業の発展を阻害する重大な事業状況

ドイツの監査基準には、具体的手続及び指標は記述されていないが、ドイツ経済監査士協会発行のハンドブック (WP-handbuch 1992) の中で重大な疑義の判断基準に関し説明がある。

(a) 前年度に比べて不利な財産、財務及び収益の状況の変化

財産状況のマイナス変化

ア．資産・資本構成の悪化

イ．自己資本比率ないし自己資金比率の著しい減少

ウ．固定・金融資産での価値喪失、又は投資の失敗による予想外の重要な評価損

エ．コンツェルンとの関係の悪化

オ．債務保証のための資産への抵当権設定の急増

財務状況のマイナス変化

ア．財務構成の変化

イ．流動性の変化

- ウ．流動性と結び付いた要素の変化
- エ．流動性を引き下げる要素の変化
- オ．流動性獲得条件の変化
 - 収益状況のマイナス変化
 - ア．売上の大幅な減少、原材料価格の上昇、材料・人件費率の上昇、為替の不利な変化等により、経営成果の重大な減少
 - イ．収益マージンの著しい減少
 - ウ．持分収益の減少、損失引受及び利子費用の重大な増加による、財務・結合損益の著しい減少
 - エ．重要な企業部門の相当な損失
 - オ．自己資本利益率ないし売上利益率の減少
- (b) 年度損益に重大な影響を与えた損失
 - 収益の状況のマイナス変化と同様な事項のうち、重大なものが該当
- (c) 監査を受ける企業の存立を危うくする事実状況
 - 損失関連事項
 - ア．多額の当年度の損失
 - イ．基礎資本の半分の金額に及ぶ損失
 - 財務関連事項
 - ア．経常的支払困難
 - イ．新規信用供与の可能性のない、借入資金の差し迫った返済
 - 製造・販売関連事項
 - ア．製造が費用補填的に継続できないこと
 - イ．市場適応力の欠如による恒常的な販売不振
 - ウ．当該企業には受容できないような、調達・販売市場での根本的な価格変動
 - 契約関連事項
 - ア．過度に不利な長期契約
 - イ．差し迫った広範囲に及ぶ損害賠償義務
- (d) 監査を受ける企業の発展を阻害する重要な事実状況
 - 配当関連事項
 - 差し迫った長期にわたる無配当状況
 - 収益性関連事項
 - 収益性の明白な悪化
 - 組織関連事項
 - 短期の流動性欠如の補填のための部門の売却
 - 販売関連事項
 - 重要な市場を失ったことによる販売低下
 - 財務関連事項

ア． 差し迫った財政再建方策

イ． 収益性に影響を及ぼす当局の負担金

3． 監査手続等

上記 2 に掲げた事項参照

4． 継続企業の前提の妥当性に関する判断期間

商法の中で監査意見対象期間についての直接的な規定はない。

参考：商法第 325 条は、貸借対照表を決算日後 9 か月以内に登記すべきことを要求しているため、実務的には監査終了時点（通常、監査報告書日）までに企業が清算等して非継続になった場合、それに言及することになる。

5． 監査報告書上の記載内容

開示が不十分である場合は、監査報告書にすべて補足的説明又は限定及び拒絶の理由の説明を行うことになる。

6． 監査意見の種類

監査意見の形成は以下の 4 つに分類される。（商法第 322 条）

- (1) 無限定確認 (Uneingeschianleter Bestanifungasneluevk)
- (2) 補足的説明付確認 (Lingeschrankfer Bestanifungasneluevk)
- (3) 限定 (Ergauzung)
- (4) 拒絶 (Versagungsviewerk)

意見の限定及び拒絶をした場合は、その理由を述べなければならない。

補足的説明は、さらに指示的追記 (Linweisender Zusatz) と条件的追記 (Bedlingeder Zusatz) に分けられる。前者は監査の内容について誤った印象を防止するためになされるもので、未確定のリスクが存在しそれを最終的に評価できない場合、企業活動の継続が危険にさらされている場合等を含む。後者は、監査意見の範囲について誤った印象を防ぐために行われるものである。

7． 監査人の責任

特に掲記していない。